

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

上記議案を提出する。

令和6年2月27日

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規

下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

下関市教育委員会事務分掌規則（平成20年教育委員規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
（内部組織） 第4条 事務局の内部組織に、教育部を置く。 2 略 3 課の分掌事務の一部を重点的に推進するため、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。 <table> <tr> <th>課</th><th>課内室</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>生徒指導推進室</td></tr> <tr> <td>学校保健給食課</td><td>学校給食再編整備室</td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>青少年補導センター</td></tr> </table>	課	課内室	学校教育課	生徒指導推進室	学校保健給食課	学校給食再編整備室	生涯学習課	青少年補導センター	（内部組織） 第4条 事務局の内部組織に、教育部を置く。 2 略 3 課の分掌事務の一部を重点的に推進するため、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室（以下「課内室」という。）を置く。 <table> <tr> <th>課</th><th>課内室</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>生徒指導推進室</td></tr> <tr> <td>学校保健給食課</td><td>学校給食再編整備室 <u>新下関学校給食センター運営管理室</u></td></tr> <tr> <td>生涯学習課</td><td>青少年補導センター</td></tr> </table>	課	課内室	学校教育課	生徒指導推進室	学校保健給食課	学校給食再編整備室 <u>新下関学校給食センター運営管理室</u>	生涯学習課	青少年補導センター
課	課内室																
学校教育課	生徒指導推進室																
学校保健給食課	学校給食再編整備室																
生涯学習課	青少年補導センター																
課	課内室																
学校教育課	生徒指導推進室																
学校保健給食課	学校給食再編整備室 <u>新下関学校給食センター運営管理室</u>																
生涯学習課	青少年補導センター																

(分掌事務) 第5条 教育部に置く課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。 学校保健給食課 保健係 略 給食係 (1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食共同調理場の設置及び管理に関すること。 (3) <u>南部学校給食共同調理場及び中部学校給食共同調理場の事務処理に関すること。</u> (4) 学校給食諸団体に関すること。 (5) 学校給食再編整備室との連絡調整に関すること。	(分掌事務) 第5条 教育部に置く課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。 学校保健給食課 保健係 略 給食係 (1) 学校給食に関すること。 (2) 学校給食共同調理場の設置及び管理に関すること。 (3) <u>下関市立中部学校給食共同調理場、下関市立吉見学校給食共同調理場、下関市立木屋川学校給食共同調理場の事務処理に関すること。</u> (4) 学校給食諸団体に関すること。 (5) 学校給食再編整備室との連絡調整に関すること。 (6) <u>新下関学校給食センター運営管理室の事務処理に関すること。</u>
第5条の2 課内室の分掌事務は、次のとおりとする。 生徒指導推進室 略 学校給食再編整備室 略 青少年補導センター 略	第5条の2 課内室の分掌事務は、次のとおりとする。 生徒指導推進室 略 学校給食再編整備室 略 <u>新下関学校給食センター運営管理室</u> (1) <u>新下関学校給食センター（市との契約に基づき民間事業者が建設した学校給食を提供するための施設をいう。以下同じ。）の運営管理及び連絡調整に関すること。</u> (2) <u>新下関学校給食センターの献立作成及び栄養嗜好等の調査研究に関すること。</u> (3) <u>新下関学校給食センター運営管理室の経理その他一般事務に関すること。</u> (4) <u>その他学校給食に必要な事項に関すること。</u> 青少年補導センター 略

(学校給食共同調理場) 第20条 下関市学校給食共同調理場設置条例（平成17年条例第106号）に基づき設置された<u>下関市立南部学校給食共同調理場、下関市立中部学校給食共同調理場、下関市立豊田町学校給食共同調理場、下関市立豊浦町学校給食共同調理場、下関市立黒井学校給食共同調理場及び下関市立滝部学校給食共同調理場</u>（以下「共同調理場」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）給食物資の調達、調理及び輸送に関すること。 （2）<u>献立を作成し、調理指導、衛生指導及び栄養嗜好等の調査研究に関すること。</u> （3）施設、設備及び器具の管理に関すること。 （4）共同調理場の経理その他一般事務に関すること。 （5）その他学校給食に必要な事項に関すること。 2・3 略	(学校給食共同調理場) 第20条 下関市学校給食共同調理場設置条例（平成17年条例第106号）に基づき設置された<u>学校給食共同調理場</u>（以下「共同調理場」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）給食物資の調達、調理及び輸送に関すること。 （2）<u>献立作成、衛生管理及び栄養嗜好等の調査研究に関すること。</u> （3）施設、設備及び器具の管理に関すること。 （4）共同調理場の経理その他一般事務に関すること。 （5）その他学校給食に必要な事項に関すること。 2・3 略						
(附属機関) 第38条 略 <u>(3) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により設置された附属機関</u> <table><tr><th>名称</th><th>担任する事務</th><th>庶務を担当する組織</th></tr><tr><td><u>下関市指定管理候補者選定委員会（下関市小野ふれあいセンター）</u></td><td><u>下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）第10条第1項の規定による下関市小野ふれあいセンターの指定管理候補者の選定について審議すること。</u></td><td><u>豊浦教育支所</u></td></tr></table>	名称	担任する事務	庶務を担当する組織	<u>下関市指定管理候補者選定委員会（下関市小野ふれあいセンター）</u>	<u>下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）第10条第1項の規定による下関市小野ふれあいセンターの指定管理候補者の選定について審議すること。</u>	<u>豊浦教育支所</u>	(附属機関) 第38条 略 <u>(3) 削除</u>
名称	担任する事務	庶務を担当する組織					
<u>下関市指定管理候補者選定委員会（下関市小野ふれあいセンター）</u>	<u>下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）第10条第1項の規定による下関市小野ふれあいセンターの指定管理候補者の選定について審議すること。</u>	<u>豊浦教育支所</u>					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

下関市立南部学校給食共同調理場の廃止、下関市立吉見学校給食共同調理場及び下関市立木屋川学校給食共同調理場の設置、学校保健給食課の課内室設置及び下関市指定管理候補者選定委員会（下関市小野ふれあいセンター）の任務の終了に伴う所要の条文整理を行うため。

下関市立学校適正規模・適正配置事業の進捗状況について
(下関市立吉見中学校・下関市立吉見小学校・下関市立吉母小学校)

吉見中学校区（下関市立吉見中学校・下関市立吉見小学校・下関市立吉母小学校）では、保護者や地域住民の代表者協議において、開校準備協議会を設置し、3校による施設分離型小中一貫教育校の設置を進めていくことが別紙確認書のとおり確認されましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 新しい学校づくりの概要（確認事項）

- ① 新しい学校づくり対象校 吉見中学校、吉見小学校及び吉母小学校
令和7年4月開校を目標とする。
- ② 新しい学校の開校時期 現在の下関市立吉見中学校(永田本町一丁目3-10)と現在の下関市立吉見小学校(吉見里町8-1)の位置とする。
- ③ 新しい学校の位置

2. 吉見中学校区の小中一貫教育校に係る3校代表者協議
令和5年12月19日(火)18時～
参加者：連合自治会・学校運営協議会・PTAの正副会長等23名

3. 各校の普通学級の児童・生徒数及び普通学級数
(令和5年5月1日現在)

令和5年度												
普通学級児童数						普通学級数						
	1年	2年	3年	4年	5年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
吉母小	1	2	1	1	0	8	-	-	-	-	-	1
吉見小	20	22	20	27	29	144	1	1	1	1	1	1
吉見中	22	21	31	/	/	74	1	1	1	1	/	0
												3

4. 今後について（予定）
- 令和6年 校名、校歌、校章等の検討
2月～ 文教厚生委員会へ進捗状況の報告
3月 下関市立学校の設置等に関する条例の一部改正
6月 各校の開校・閉校に向けた準備等
- 令和7年 各校閉校記念式典
3月 小中一貫教育校開校
4月

小中一貫教育校に関する基本的事項の確認書

(下関市立吉見中学校・下関市立吉見小学校・下関市立吉母小学校)

令和5年12月19日開催の吉見中学校区3校代表者協議において、協議の結果、吉見中学校区の小中一貫教育校について下記のとおり確認した。

1. 小中一貫教育校の開校時期

令和7年4月1日開校を目標とする。

2. 小中一貫教育校の種類・施設形態

種類：小学校併設型中学校及び中学校併設型小学校とする。

施設形態：施設分離型とする。

3. 開校時の学校位置

小学校：下関市吉見里町一丁目8-1 (現在の吉見小学校の位置)

中学校：下関市永田本町一丁目3-10 (現在の吉見中学校の位置)

4. 学校名、小中一貫教育校名

小中一貫教育校開校のため、学校運営協議会、保護者、地域の代表者等で組織する「吉見中校区小中一貫教育校開校準備協議会」において協議のうえ、結果について下関市教育委員会に連絡する。

上記について確認したことを証します。

下関市立吉見中学校学校運営協議会

会長

越智 良和



下関市立吉見小学校学校運営協議会

会長

鵜飼 永和樹



下関市立吉母小学校学校運営協議会

会長

久保田 達也



工事請負変更契約の締結について

区分	工事名	工事場所	受注者住所・氏名	契約額 (税込・円)	工 期	変更理由	適用
当初	内日小学校 教室他改修 建築主体工事	下関市大字内日 下字坂本 1 0 3 1 番地	下関市豊浦町大字川棚 6 3 8 6 番地 2 芝田建設株式会社 代表取締役 芝田 大作	39,490,000	令和5年6月5日 ～ 令和6年1月4日		令和5年6月2日 契約
第 1 回 変更後	同上	同上	同上	51,926,600	令和5年6月5日 ～ 令和6年3月19日	内日中学校に特別支援 学級の生徒が入学した ため、特別支援教室の 設置が必要となった。 そのため、校舎 2 階の 放送室を改修し、特別 支援教室にするための 工事を増工するもの。	令和5年11月20日 変更契約
第 2 回 変更後	同上	同上	同上	67,159,400	同上	関連工事の機械設備工 事の請負業者である和 田電機株式会社が破産 し工事続行不能となっ た。 そのため、契約を解除 し、残工事分の一般競 争入札を行ったが、落 札にいたらず、本工事 に残工事分を盛り込む 増工を行ったもの。	令和6年1月15日 変更契約